

茂原市三世代同居等支援事業補助金

茂原市では、親または子の世帯のいずれか又はその全部が市外から転入し、親・子・孫の三世代で同居または近居をする方に、住宅取得費用の一部を補助します

同居

近居

最大 (新築・購入)
100万

補助要件

※同居・近居の定義については裏面をご覧ください

主な要件

- 親または子の世帯のいずれか又はその全部が同居・近居をするために市外から転入すること
- 転入世帯が、申請する直前の一年間に住民基本台帳に記録されていないこと
- 孫がいること（出産予定も含む。平成14年4月2日以降に生まれた方）
- 住宅を新築・増築・購入すること。（中古住宅、マンション可。）
- 住宅の新築・増築・購入の契約前であること
- 同居または近居を、10年以上継続すること
- 申請年度の2月末までに、建物登記や工事代金の支払い、茂原市への転入手続きが完了すること

補助金額

※予算がなくなり次第終了となります

- 新築・購入 上限80万円（市内業者による場合は100万円）
- 増築 上限30万円（市内業者による場合は50万円）

フラット35
子育て支援型
使えます！

※必ず契約前にお申込みください

■お問い合わせ■

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地
茂原市役所都市建設部建築課（8階）

TEL 0475-20-1588（直通）

URL <http://www.city.mobara.chiba.jp/0000005792.html>





同居 近居 とは

近居の範囲について、市内のみに限定していたものを長生郡市内へと緩和しました！

(※補助対象は茂原市内で新築・増築・購入する住宅のみです。)

同居



同居とは・・・

親、子、及び孫が茂原市内の同一
の住宅に居住すること

近居



近居とは・・・

いずれかの世帯が茂原市内で新築等による転入を
し、もう一方の世帯が*近隣市町村内に居住してい
ること



※近隣市町村：長生郡市内の市町村（茂原市、一宮町、
睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）